



議案第二十二号

三朝町立中学校等設置条例の一部改正について

別紙のとおり三朝町立中学校等設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を  
求める。

昭和四十三年三月十一日

三朝町長 坂 出 兼 己

昭和四十三年三月十一日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町立中学校等設置条例の一部を改正する条例

三朝町立中学校等設置条例（昭和三十九年三朝町条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「に基づき」を「に基づき」に改める。

第三条中 表を次のように改める。

名 称	位 置
三朝町立東小学校	三朝町大字余戸
〃 西小学校	〃 太田
〃 南小学校	〃 穴鴨

第四条中 表を次のように改める。

名 称	位 置
三朗町立東小学校成 分校	三朗町大字三徳
" 神倉分校	" 神倉
" 中津分校	" 中津
" 西小学校柿谷分校	" 柿谷
" 南小学校田代分校	" 田代
" 大谷分校	" 大谷
" 福山分校	" 福山

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。